

令和5年 第9回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月26日 午後3時00分から午後4時20分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長
会長代理

7 番	船	川	由	孝
14 番	鈴	木		栄
1 番	矢	島	清	春
2 番	大	澤	年	一
3 番	奥	貫		進
4 番	江	森	正	之
5 番	野	村	美	左緒
6 番	倉	持	昭	夫
8 番	田	中	吉	雄
9 番	熊	谷	隆	夫
10 番	山	中		栄
11 番	増	田	隆	司
12 番	増	田	福	重
13 番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡		政	美
関	根	俊	男
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 幸手農業振興地域整備計画の変更について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長	田中孝徳	主幹	加藤照樹	主任	岡安育子	主任	矢崎勇生
農業振興課	主査	関	雄太				

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、令和5年第9回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

なお、本日の議事の中に幸手農業振興地域整備計画の変更がございますので、農業振興課より関主査に同席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

では、会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第7回、7月の議事録を確認いたします。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(事務局修正を述べる)

◆会長

ただいま事務局から第7回の議事録について修正の説明がありましたが、ほかに意見等ございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第7回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番 奥貫委員、4番 江森委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

今回は1件でございます。

番号1、土地の所在 神明内字前〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、面積1,068㎡、譲渡人 大字神明内〇〇 〇〇〇〇、譲受人 大字平須賀〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっています。

本案件は、譲渡人が今後の農業経営を続けていく上で新たな機械等の導入が困難であることから、経営規模を縮小していきたいと考え、譲受人に相談したところ、快く引き受けていただけたとのこと。このことから、譲受理由は経営規模拡大、譲渡理由は経営規模縮小としてあります。

譲受人の耕作面積 26,913㎡、家族数 2人、耕作者数 2人、権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

9月17日に譲渡人の〇〇〇〇さんの申請代理人である長男の〇〇〇〇さん及び譲受人の〇〇〇〇さんにお話を伺い、現地の確認をしました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは高齢であり、農業は長男の〇〇さんが退職後7年ほど耕作をしてきました。農機具はそろっていましたが、いずれも古く、昨年、もみすり機が壊れ、乾燥機の調子が悪いということで、今年は自身での作付は行わず、一部貸付けと休耕にしたそうです。

今回の申請地は、今年の3月の総会で利用権設定により〇〇〇〇さんに使用貸借権を5年間設定した土地です。しかしながら、作付管理が悪く、近隣からのクレームもあったため、譲渡人の長男の〇〇〇〇さんが田植え前の耕耘や周りの草刈りも行ったそうです。また、今後のことも考えてほかの方への貸付けや売却も検討したそうですが、面積も1反と小さく、受手がなかなか見つからなかったとのこと。今回、平須賀から来て近くの田を耕作している〇〇〇〇さんに引き受けてもらえることになり、所有権移転の申請となりました。

譲受人の〇〇〇〇さんは、父親と植木職人の仕事をしながら稲作を行っており、農機具もそろっていますので、問題はないと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

◆会長

ありがとうございました。

1 番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1 番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1 番の案件は承認されました。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。

今回は 2 件でございます。

番号 2、土地の所在 千塚字亀田〇〇外 1 筆、地目は登記・現況ともに田、面積 1,702㎡、譲受人 大阪府大阪市中央区〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 北一丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 455.20㎡、農地区分につきましては、10ha未満の広がりの農地ということで 2 種農地となります。

所有権移転となっています。

本申請は、49.5kwの太陽光発電設備を設置するもので、固定価格買取制度ではない非 F I T タイプであり、発電全量を関係企業へ売却する計画となっております。

資料 3 の No. 2 の土地利用計画図及び資料 2 の No. 2 の地図をご覧ください。

今回の申請地は、接道以外は全て農地に囲まれているため、近隣の農地への日影等の影響を考慮して、おのおの敷地境界から約 2 m 下がってパネル及びフェンスを設置する計画となっています。

また、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの対象となっていて、環境課に確認したところ、手続については協議中であるということでした。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

去る 1 7 日に譲渡人の〇〇〇〇さんにお会いしてお話を伺い、現地確認を行いました。

〇〇さんは農家で、5反ほど自分で田んぼを耕作しているということですが、妻と娘2人の4人暮らしで、後継者がいないということでした。3年ほど前から太陽光発電設備の会社からのお話があったのですが、そのときはまだ自分で耕作できるかなと思っていたそうです。しかし、年を重ね、今後耕作をするのが不安になり、今回、申請に至ったとのことでした。

現地を確認したところ、すでに今年のお米は刈り取りを終了し、きれいに管理されていました。

譲受人の話では、雨水排水は敷地内浸透処理をし、太陽光発電設備の設置後も草刈等の管理を徹底するとのことでした。また、フェンスを設け、安全確保に努めますということでした。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

周りを2mほど空けているためだと思いますが、太陽光発電設備本体の面積は455.20㎡で、転用面積全体が1,702㎡ということで、随分差があるなという印象を受けますね。その辺は問題ないのでしょうか。

◆事務局

資料3のNo.2の土地利用計画図をご覧ください。

〇〇委員のおっしゃるとおり、周りを2m空けていることが大きな理由です。相談票が市に出された段階で、この土地利用について春日部農林振興センターと協議をしたところ、確かに転用面積に対して空白地が多いという指摘はありましたが、周りに農地があるのでそれはやむを得ないという判断になりました。それにしても残地が多いのですが、管理用の車両と、そのほか除去した雑草の置場が必要ということで、そのスペースを考えればやむを得ないという判断を春日部農林振興センターからいただいています。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2 番の案件は、承認されました。

続いて、3 番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号 3、土地の所在 幸手字前〇〇外 1 筆、地目は登記・現況ともに田、面積 309.09㎡、譲受人 伊奈町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 東三丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅 1 棟 106.20㎡、農地区分は、10ha 未満の広がり農地ということで 2 種農地となります。

所有権移転となっています。

本申請について担当課に確認したところ、都市計画法第 34 条第 11 号の区域であり、住宅の建築については許可の見込まれる案件とのことで、農地転用許可と開発許可は同日となります。

資料 3 の No. 3 の土地利用計画図及び公図をご覧ください。

こちらは、前面道路が 4 m 未満ということで建築基準法第 42 条 2 項道路ということで、建物を建築するときに 35 cm の道路後退が発生しますので、この部分も今回の申請面積に含んでいます。

また、今回の土地利計画については、周囲にコンクリートブロックを積む計画となっていて、隣地等への影響はございません。

なお、現在、譲受人は伊奈町に住宅を所有していますが、こちらにつきましては売買契約が締結されていて、本申請が許可となって建物が完成したら、現在の伊奈町の住宅は引き渡しするという契約内容であることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

9 月 20 日に譲渡人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇さんは 2 人家族です。コンバインが壊れてしまい、〇〇さんの所有地のうち申請地南側は今造成中で、申請地を含めた 3 区画が売買されると田んぼは全部なくなるそうです。たまたま今までお付き合いのあった不動産屋さんよりお話があったので売却することになったそうです。あと畑は 2 反程残っていますが、農業はやめるということでした。

それから、譲受人の〇〇〇〇さんは久喜市で歯科医をやっているそうで、自宅のある

伊奈町から45分以上かかるので、もっと近いところを探していたそうです。また高齢の親が2人いるため、病院が近くにあるところを探していたところ、申請地を見つけたとのことでした。買物もすぐでき、通勤に便利ということで決めたそうです。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件につきまして、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてご説明します。

今回は1件でございます。

権利の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、貸借料、作物、権利の種類順で読み上げをさせていただきます。なお、一部内容を省略させていただきます。

平須賀 ○○○○、平須賀 ○○○○、平須賀字本村前○○、田、30㎡、新規、9年6か月、使用貸借権設定。

本案件につきましては、親子間の使用貸借権の設定となっています。

期間が9年6か月になっていますが、こちらは今回1筆のみの設定で、次回の更新時期を、同じように親子間で権利設定をしているほかの農地の終期に合わせた形で期間を設定したことにより、9年6か月という期間となっているものです。

以上です。

◆会長

本案件は八代地区となりますので、地区の推進委員の○○委員の意見を伺いたいと思います。

○○委員、お願いします。

◆推進委員

本件は新規申請となります。貸付人の○○○○さんは、農業者年金を受給するために

借受人である息子の〇〇〇〇さんとの間に使用貸借権を設定し経営移譲をしていて、今年3月の総会で5筆9,529㎡の農地について期間満了に伴う利用権の更新を承認しているところです。本件についても農業者年金を受給するための更新手続になるわけですが、新規申請となっていたため事務局に確認したところ、この土地は登記地目が水路敷であったため当初の利用権設定の際には含まれていなかったのですが、現状は田であり耕作もしていることから、2か月遅れて利用権設定の手続を行ったものだということです。本来ならば5月末が期間満了でしたが、更新手続の申出がなく期間が途切れてしまったため、新規申請という扱いになったということでした。

また、事務局から説明がありましたとおり、設定期間については3月の総会で承認した5筆の利用権と終期をそろえるために9年6か月としたとのことですので、本件については特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

ただいま説明をしていただきましたが、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号幸手農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号幸手農業振興地域整備計画の変更についてご説明します。

総会の開催通知をお送りした際に同封させていただいた「千塚地区農用地区域編入に係る協議の更新について」と本日皆様の机の上に参考資料として置かせていただいた区域編入に伴うアンケート結果をご覧ください。

本案件につきましては、これまでの農業委員会でも数回ご説明をさせていただいた千塚地区の農振農用地への編入について市長より協議があったため、皆様からご意見を伺うため議案として上程させていただくものです。

よろしく願いいたします。

◆会長

この案件についてご意見がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

何かございますか。

〇〇委員。

◆推進委員

そもそも編入の話というのは行政のほうから出た話ですか、それとも地区のほうから出た話ですか。

◆局長

行政です。

◆推進委員

もう一つお聞きしたいのですが、地権者は45人だと思いますが、初めにいただいたスケジュールやこちらのアンケートを送付しているのは42名ですよね。全員に送付していないのはなぜでしょうか。

◆局長

お亡くなりになられていて、相続人がいらっしゃらないためです。

◆推進委員

そういうことですか。

最後に、スケジュールを見ると、例えば7月の説明会は参加者が13名と書いてありますが、地権者が45名なので参加者が3割に満たないわけです。事務局としてこの数字をどう考えているのか、教えていただきたいと思います。

◆局長

確かにおっしゃるように少ないです。

想定よりも少なかったもので、それを踏まえて、スケジュールに8月25日に説明会資料発送とありますが、ご参加いただけなかった方に対して、説明会のときの資料と説明会でどういう話をして、どういう質問があったという概要をまとめたものをお送りさせていただきました。

それに関しても特に何もなかったもので、9月にスケジュール案を改めて地権者の方にお送りしました。質問や意見がある場合は、9月15日から10月16日までに書面を農業振興課の窓口を持参するか郵便で提出していただきたいということで、今受付をしている期間です。なるべく多くの方に見ていただき内容を把握していただきたいということで、こういった対応をしているところです。

◆推進委員

分かりました。

◆会長

局長に確認したところ、私も考えていたとおり、これから農業をやっていく方が非常に減ってくる中で、新規に青地にすると、国が土地改良事業に補助してくれるということです。国はある程度優良な農地を残しなさいということなので、白地だとやらないわ

けです。

土地改良に補助が出るのなら、あの地区にも担い手がありますので、大きめの区画ができていくでしょう。整備が必要な場所は整備していかないと耕作もできないというのが現状なので、皆さんもその点は理解していただければと思います。

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆推進委員

ただいま会長のほうから土地改良事業という話がありましたが、今現在の耕作条件というのは、例えば水の取り入れとか、そういうのはどういった状況なんでしょうか。区画が小さいようですが、パイプラインとかはあるのでしょうか。

◆局長

パイプラインはなく、水路からポンプアップしています。

◆推進委員

ポンプアップは個別ですか。

◆局長

個別でやっています。

◆推進委員

青地に編入すれば土地改良に補助が出るということは、多少ポンプを増設することも想定できるということですかね。

◆局長

それはすみません、地元の農業者さんとの調整になります。

◆会長

ここは土地改良区はありましたか。

◆局長

土地改良区はありません。今の時点で市で考えているのは区画拡大と水路が沈下しているので水路の補修を考えているのですが、それは地元の皆さんにお集りいただいて、どういう整備がいいのかは今後調整して、ご希望に添った形になるように基盤整備事業を入れていこうと考えています。

◆推進委員

アンケートの結果を見ますと、「今後何年くらい耕作できるとお考えですか」という質問に「1年から5年以内」とか「10年以内」という方がほとんどで、「10年以上」は2名しかいないですね。そう考えると、ある程度、基盤整備を公費を使ってやっていければ、耕作を続けていく人にとってはすごくメリットのあることなのかなと感じています。

◆会長

地元の農業委員さんはどうですか。

◆委員

スケジュール表を見るとこのアンケート調査に基づいて来年の2月に編入するとなっています。私は土地をここに持っていないので、中立の立場でお話をしたのですが、2月に本当にやるのか、その説明会も13名だけでいいのか、このアンケートについて全部精査したのか、もし本当に頭から反対している人がいたときにはどうなのかという質問を受けました。例えば過半数を超えたら、あるいは3分の2以上とか、そういった国の条件というか、編入に関して基準というのがあるのでしょうか。

◆局長

法律的には農業振興地域内の10ha以上の集団農地は青地に設定するというのがありますので、それに基づいて手続をとっていくのですが、地域の同意を50%とか、反対している人が一人でもいたら駄目とか、そのような要件はありません。手続だけは定められています。確かに説明会もほとんどご出席いただけなかったり、アンケートを見ても分かるように半分の方は「どちらでもよい」「分からない」ということなので、この後説明会をやったとして、半分の人が来てくれるかということ、それもなかなか難しいと思います。

◆委員

このアンケート調査ですが、今耕作している人というのは60、70、80代の人ですよね。

◆会長

そうですね。ですから、市がこれからのことを考えてやっているということだと思います。

昔、我々が土地改良をやってきたときは、地元の賛同でみんながやってくださいと町に頼んだものです。ところが、今は反対で、市が心配してやっているのです。それではいけないわけですよ。こういういい話が出たときに地元で賛同する人がいなかったら、そこはもうそのままの農地で置いていかれますから、やはり農業委員が先立ってそういうことを説明しないとはいけません。

◆委員

分かりました。

◆委員

一番心配しているのは、条件が整った後に地元が農業をやっていけるような態勢ができるかどうかということです。条件が整備されてもやる人がいなければ他から来るでしょうけれども、地元の人たちがどうするかですね。

◆会長

まずは基盤がないといけません。

◆委員

行政で進めるのも結構ですが、計画ありきでやるように見えるので、その辺もっと慎重にやってもらったほうがいいかなという感じはします。

◆会長

無理にはやらないですよ。

◆委員

今回の総会で、意見をくださいということで資料が送付されましたが、アンケートを行ったのならそれをつけてくださいと言いました。意見を言うのに必要ですので。

整備は結構なんですけれども、それで農業をやっていけるならいいのですが、地元の合意がないとうまくいかないのではないですか。スケジュールありきで、このスケジュール表のように一気に進めてしまって、アンケートもあいまいで、もっと説明をしたほうがいいと思います。別に反対ではないのですが。

◆局長

基盤整備をやるには今の白地のままでは何もできないのです。

◆委員

青にして、具体的にどうするかまで考えた上で青にしたほうがいいと思うのですが。

◆局長

それはスケジュールの一番右にも書いてありますが、調整をします。耕作する方がどういう考えを持っているか、市から今提案しているのは区画拡大と水路の修繕、補修です。それでいいのかどうかというのは一人一人の意見を聞きながら進めていきます。

◆委員

地元の意見を吸い上げてから決めればよいでしょう。

◆局長

それは青地に編入した後になります。

◆会長

ですから、それを地元の農業委員さんに進めていただきたいのです。とにかく青にしないなりません。

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆推進委員

今の工程ですと、令和6年2月上旬に青地にするという工程ですが、その後に水路の補修などの作業に入るわけですね。

◆局長

すぐやるわけではないです。今一番早くて令和6年2月上旬に農用地区域編入、その後どういう基盤整備をやっていくのかは、もう一度地元の方にお集りいただいて決めます。区画拡大と水路の補修、修繕というのはどうですかという提案はしてありますけれども、それで決定ではなくて、説明会に地元の方はご承知のとおり13人しか来ていませんので、整備事業をそれでやるという合意は取れてないと思うので、どういう整備をしていくのかは意見を伺いながらやっていかないとはいえないと考えています。この後1年かかるか、2年かかるか、半年で終わるのか分からないですけれども。

◆推進委員

そうすると、今のところ、最終的に土地改良が終わるのは期間としてはどのくらいかかるか、その点は探っていますか。

◆局長

5年くらいはかかると思っています。こういうものをやるというのを決めたとして、では国の補助事業としてそれがあるのかということもあります。ほかの自治体からも申請が上がっているので、国の補助金は順番待ちというのも聞いていますし、申請してもすぐお金が下りてくるわけではありません。内容によっては来年度補助金が入ってきますよというのもあるし、もう3年も待っているというところもあります。一番大事なのは、地元の皆さんがどういう整備を望んで合意できるかというところなので、そこに時間はかかると思います。

◆推進委員

はい、分かりました。

◆会長

〇〇委員。

◆推進委員

区画の拡大とか、いろいろ地形をいじるということはやはり地権者の同意というのが前提であると思います。そのための説明会であって、縦覧期間があって、きちんと手続は取っているので、その後に及んで反対されてもそれは困りますが、やはり昔でいう土地改良みたいな換地処分とかというのは想定してなくて、現状の所有者のままで区画を少し広げたり、何名かの地権者の区域を1区画にしたりということでしょうか。

◆局長

中間管理事業を入れます。つまり所有権はそのまま残るという形になっています。

◆推進委員

地元にもその辺のことを説明されていますか。

◆局長

説明をしたのですが、内容が難しいので理解はなかなか難しいかもしれません。

◆推進委員

区画を大きくするとなると、中間管理事業の制度をよく理解してもらう必要があると思います。集団農地を開発するという許可は出ないでしょうから、もう農地として利用していくしか将来的にもないと考えます。市のほうで積極的に取り組んでくれるのは地元にとってもありがたいこととは思いますが、そこを理解してもらう努力は必要ですね。

◆局長

そこは丁寧にやっていきます。

◆会長

地元の賛同がなければ進まないと思いますよ。反対者がいれば、そこからはもう停滞しますから。

◆推進委員

ある程度進んでいかないと反対意見も具体的に見えてこないの、今反対している人もよく分からないで反対している人もいるのでしょうから、頑張って進めていただきたいと思います。

◆委員

よろしいですか。賛成している人が3名いるということですので、そういう人たちに整理してもらうのも必要ですね。納得してもらわないと駄目ですから。最終的には所有権があるから、理解してもらうほかはありません。

◆推進委員

所有権はあまり関係なくて、中間管理事業で全部貸してしまうので、方法としては一番いいということなんです。

◆委員

納得してもらわないとね、それが一番大事なんですよ。

◆会長

そうですね。

◆委員

今抵抗があるのは、白地を青地にするというのがよく分からないからのようです。今後将来的にどうなるかというのがありますが、期待する人も結構いて、それで反対する人もいます。だから、白地を青地にするメリットをもう少しはっきりしないと、分からない人が結構いると思います。

だから、もう少し地元の声を聞いて、どこが不安なのか、どういう形を期待しているのか、その辺を確認しないといけないなと思っています。

◆会長

まだ夢を見ている人もいるんでしょうね。

◆委員

期待する人もいますよね。

◆委員

でも、埼玉県は国道１６号から北側の大規模開発は認めないということですよね。

◆会長

そうですね。そういうことを説明しないといけませんね。

◆局長

そこは説明会でも言っております。特に住宅は一切駄目だと、今の市街化区域も広がらないということです。

◆委員

工業系はどうでしょうか。

◆局長

工業系もそうですが、千塚のあたりは工業系は無理ですということは説明しました。資料にも書いてありますが、読んでもらえないとそこは伝わらないでしょう。説明会をやっても１３人の参加ということで、なかなかお集りいただけない状況ですから。

◆会長

結局、今のままで道路も何もないまま開発されるわけがないんです。だからここで思い切って土地改良して整備すると１０年、２０年後には、神扇地区のように新たな産業団地ができる可能性も出てくる。地元の人に土地改良が大事だということを理解していただきたい。私はそのことを申し上げたいのです。

ほかにございますか。なければこれでよろしいですか。

（はいの声あり）

それでは、議案第４号幸手市農業振興計画の変更については特になしということで終了いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第１号の説明を事務局お願いします。

◆事務局

農地法第４条第１項第７号の規定による届出についてでございます。

（市街化区域内の農地転用４条の届出１件について報告する）

◆会長

続いて、報告第２号の説明を事務局お願いします。

◆事務局

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出6件について報告する)

◆会長

続いて、報告第3号の説明をお願いします。

◆事務局

報告第3号雑草対応状況についてでございます。

(雑草対応状況について報告する)

◆会長

それでは、皆様のご協力により全ての議事が終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

どうもありがとうございました。

続きまして、次第の5その他に移らせていただきます。

事務局から事務連絡になります。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、大変お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶を頂戴したいと思います。

会長代理、よろしくお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年2月27日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 奥 貫 進

署名委員 江 森 正 之